様式第３号(第１２条関係)

会　　議　　録

会　議　の　名　称	令和５年度吉川市男女共同参画審議会
開　催　日　時	令和５年１０月１９日（木）　午後２時００分から 午後３時４５分まで
開　催　場　所	吉川市役所　２０１会議室
出席委員(者)氏名	薛 吉清、武藤 優輝、大矢 芳樹、染谷 千明、西山 亜弥、 永澤 茉耶、土倉 知子、松浦 公則、浅野 富美枝
欠席委員(者)氏名	欠席者なし
担当課職員職氏名	市民生活部市民参加推進課長　宗像 浩 男女共同参画・文化交流担当主査　澁谷 菜七子 男女共同参画・文化交流担当主事　星野 有香
会議次第と会議の公開又は非公開の別	１　開会 ２　委員紹介 ３　議　事 （１）第４次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について （２）第４次吉川市男女共同参画基本計画に係る取り組みについて ４　その他 ５　閉会 ※すべて公開
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍　聴　者　の　数	０人
会議資料の名称	・次第 ・委員名簿 ・資料1-1 第４次吉川市男女共同参画基本計画 R4進捗状況・概要 ・資料1-2 第４次吉川市男女共同参画基本計画 R4進捗状況・調査票 ・資料1-3 第４次吉川市男女共同参画基本計画 R4進捗状況・報告書 ・資料2　第４次吉川市男女共同参画基本計画 R5取組予定・調査票 ・令和４年度男女共同参画啓発紙 ・追加1　令和５年度啓発事業講演会について（チラシ） ・追加2　困難女性支援法について
会議録の作成方法	録音機器を使用した要点記録
会議録確認指定者	永澤 茉耶 委員、松浦 公則 委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
	１　開会
	２　委員紹介
	３　議事
浅野会長	議事録署名人を指名したい。永澤委員、松浦委員にお願いする。 議事の（１）第４次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について、審議する。
	（１）第４次吉川市男女共同参画基本計画の進捗状況について
事務局	次の３点について説明。 ①資料１－１及び資料１－２に基づき、令和４年度における各基本目標の指標の達成度、主な取組み、成果について説明。 ②資料１－３について、令和４年度の取り組みについて総括した報告書に沿って説明。
浅野会長	ただいまの事務局の説明に関しご意見をお願いしたい。まず、基本目標１「ジェンダー平等の意識づくり」についていかがか。 男女共同参画地域リーダーについて、育成講座が開催できなかったのはなぜか。また、登録者の活動状況はどのようになっているか。
事務局	新型コロナの影響で、受講者を集められず開催できなかった。登録者には、男女共同参画啓発事業に係る企画への参加も促していきたい。
武藤委員	DV 防止地域サポーターは、どのような活動をしているのか。
事務局	市からサポーターへ、DV 防止につながる新しい情報の継続的発信をして、地域の見守り、DV への正しい理解について周知してもらうことや、DV 相談窓口の案内をお願いしている。また、市民へも DV についての理解と認識を深めてもらうために啓発を行っている。
浅野会長	登録者へは、フォローアップ講座を実施することで、最新の情報共有や、登録者同士のつながりもできるのではないか。また、啓発活動への企画運営に参加してもらうことは、とても良い取り組みであると思う。
西山委員	自分が住んでいる地域でサポーターがどこにいるのか、誰なのか知ることが必要なのでは。周知できることにより、サポーターも活躍の場ができるのではないか。
浅野会長	名前を出しても構わないサポーターについては、例えば、啓発紙等で活動紹介をする、周知していくなどやってみるとよいと考える。 多様な性に配慮した環境づくりについては、パートナーシップ宣誓制度導入後、宣誓が１組ありよかったと思う。県内他の自治体でも制度導入が増えてきている。今年３月～５月は３３組宣誓し、これまででは２１８組が宣誓した。ファミリーシップ制度については、２６市町で導入している。吉川市での動きはどうか。

事務局	県内において、ファミリーシップ制度は、約半分近くの導入自治体があり、1組が宣誓制度を利用している。様々な意見があるが、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」も踏まえ、吉川市においても、近隣などの状況を見ながら検討してきたい。
武藤委員	男女共同参画に関する啓発活動の周知について、ホームページの閲覧数など、媒体への反応を見ながら周知方法の工夫をしてみたらどうか。
事務局	発信したことで終了するのではなく、それについての反応を見ながら周知方法を工夫したい。
浅野会長	次に、基本目標２「配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり」についてはいかがか。 今年「困難女性支援法」が成立し、来年４月から施行される。現在、県の基本計画について１０月１７日からパブリックコメントが実施されている。今後、相談員の労働条件や、スキルアップについて注目されるが、市では相談員の充実に関して、どのように取り組んでいるか。
事務局	市の相談員は現在２名、相談歴は５年以上である。市では、スキルアップにつながる情報の提供や、最近はオンラインによるものが多いが、研修にも積極的に参加してもらい、実際の相談業務に活かしていただいている。
浅野会長	続いて、基本目標３「安心して暮らせる環境づくり」についてはいかがか。
永澤委員	子育て支援について、伺いたい。DV の相談があった場合、市の関係機関の連携や、子どもが通う保育園等と情報共有しているか。子どものケアまでつなげる相談窓口があるとよいと考える。市と保育園等が連携し、DV 防止や子どもを守る取り組みができると、子育てしやすい吉川になってよいと考える。
事務局	DV や児童虐待については、庁内関係機関で連携をしていて、要保護児童対策地域協議会では、保育園等とも情報共有している。今後、市では包括的支援体制の構築を目指していて、子ども、女性、障がい等関係する機関と常に連携しながら、子どもの命を守るための取り組みをさらに進めていくところである。
土倉副会長	三郷市の例で言うと、市内小中学校全校に防犯カメラが設置されている。職員室での確認がないと、入校できないところもある。過去の事例で、DV 被害者の子どもが転校してきたときには、DV 関連施設職員や支援者が転校先まで来て、学校や市への情報提供があり、連携した支援体制があった。子どもの命を守るために、学校設備として防犯カメラの設置や、関係機関の連携が大切であると考える。
事務局	学校の防犯設備や子どもと家族への支援体制について、子どもの命を守るためにも、関係機関として教育委員会と連携し取り組んでいきたい。

浅野会長	減災対策に関して、避難所マニュアルの策定には市民も関わっているのか。
事務局	避難所マニュアルは自治会を中心に、市が資料提供して策定した。中曽根小学校区で最初に作成し、その他、それぞれの自治会に合わせたマニュアルを作っていった。女性の視点、性の多様性にも配慮し作成されたものである。
浅野会長	市民と協働で作られたものであるということか。
事務局	そのとおりで、市民と話し合いながら作成した。
浅野会長	マニュアルの周知はどのように行ったか。
事務局	避難所開設で実際にマニュアルを使う自治会役員や、女性防災リーダーが関わり周知した。
浅野会長	次に、基本目標４「誰もが活躍できる社会づくり」についてはいかがか。
大矢委員	吉川市の女性職員は全体の半数近くであるのに対して、女性管理職員が少ない理由は。子育てのためという理由以外に女性だからという理由があるのなら、それは改めていかないといけない。吉川市は、女性登用を真剣に考えていくべきである。
事務局	吉川市で初めて女性の部長が誕生したのは約１０年前である。また、子育て期に昇格をすることにより、家庭と仕事の両立が難しくなる職員も実際にいる。アンコンシャスバイアス、無意識の思い込みが原因であるとも考えられることから、職場内で意識を変えていく取り組みや、積極的な女性登用を行っていく必要があり、現在その取り組みを進めているところである。
浅野会長	市の男性職員の育児休業取得率が大幅に上がった理由について聞きたい。
事務局	職員向けの「ワーク＆ライフ充実セミナー」の中で、育児休業を取得した男性職員が講師となり、体験談を話し伝えることにより、休暇を取りやすい環境づくりに取り組んだことが取得率の向上につながったと考える。
武藤委員	私は半年間の育児休業を２回取得した。モデルケースがあると、長期間の休暇を取る人も増えるのでは。女性には産休と育休があるが、産休については母体保護の観点から２か月間必要であることから、それをベースに男性の休業期間を考えてもよいかと思う。
土倉副会長	学校職員も意識が変わってきて、男性職員も休暇が取りやすくなってきているようだ。子育て休暇を利用して、子どもの学校行事に参加する職員もいる。ベテランの職員も休暇についてとても寛容になってきている。ワーク・ライフ・バランスが取れて、生き生きと仕事ができるようになってきている印象である。
西山委員	男性教員の育児休業は、子どもへも良い影響があると感じる。男性が育児参加をする姿を子どもの頃から見ることが大切だと思う。
浅野会長	民間企業の状況はどうか。

染谷委員	私は民間企業に勤めた後、自営業の夫と結婚した。産休や育休のとらえ方が民間企業とも違うところや、育児の考え方について、苦労したこともあった。今の子どもたちは学校の先生等、身近なところに育児参加をする男性を見ていて、子どもたち自身の将来にも良い影響を与えているのではと感じている。
薛委員	私の場合は、日本で出産して、夫は３か月間の休業をすることができた。また、職場は女性ばかりのため、他の委員の職場の状況がとても参考になり勉強になった。
松浦委員	市役所の場合、育休を取得する職員のいるそれぞれの課内では、どのような業務分担をしているのか知りたい。補充される職員等いるのか。業務の調整方法はどのようにしているのか。
事務局	育休職員の代替職員は入らず、課内で業務内容を調整している。また、休業する職員の業務については、引継ぎをしっかりしたうえで休みに入るようにする等、課内で協力し合っている。
	（２）第４次吉川市男女共同参画基本計画に係る取り組みについて
事務局	資料２に基づき説明。
浅野会長	今年度の取り組みの中で、質問や意見を伺う。
大矢委員	DV については、警察が関与するような犯罪であると考える。警察との連携について、市の取り組みの中では触れていないように見えるが、難しいのか。
事務局	資料は、市役所内の関係部署の取り組みについて示したものであるが、市民の DV 被害については、警察からの情報提供により、市が相談支援をするもの、また市役所に直接来た相談者の情報を警察に提供するものもある。DV 被害者への対応は、このように連携して進めている。また、相談者自身が警察へ登録すること、また身の危険を感じたら必ず警察に通報することも促している。
染谷委員	DV 相談は臨床心理士が行っているのか。
事務局	相談業務担当は、社会福祉士の資格がある相談員を会計年度任用職員として任用している。長年の経験のある相談員で、代わりになるような人材は現在いない。多くの地域の配偶者暴力相談支援センターで、人材の充実が課題だと聞いている。
浅野会長	困難女性支援法も施行されることから、今後、相談員の充実がされていくとよいと考える。私たちも勉強していかなければいけない。
薛委員	外国人も DV 相談ができるのか。
事務局	吉川市在住の方は、外国人も相談が可能で、実際に相談はある。
浅野会長	地域防災でもそうだが、外国人が弱い立場になっていることがある。外国人支援について学習する機会があってもよいと考える。また、皆で情報共有していくことも大切である。

	４　その他 **令和５年度啓発事業（講演会）について**
事務局	追加資料１チラシ「女性プロスポーツが切り拓く 多様性あふれる社会」と「スポーツを通して考える性の多様性」について説明。 また、追加資料２「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」のポイントを基に説明。
浅野会長	困難女性支援法について、吉川市ではどのような動きをするのか。
事務局	第４次吉川市男女共同参画基本計画の改定年度に、この計画の中へ位置付けをすることを検討している。現在も、関係部署と連携した支援を行っており、基本方針を踏まえ、引き続き今後も協力支援体制を整えていく。また、庁内の他部署においての計画改定時、例えば来年度については、障がい者福祉計画改定に合わせて、新法に係る文言の修正等も併せて行っていく。
浅野会長	新しい法律の施行に合わせて、市民への啓発の企画もしていけばよいと思う。検討をお願いしたい。
	５　閉会
土倉副会長	閉会のあいさつ

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和５年１１月２日

署名委員　松浦 公則（自署）　　署名委員　永澤 茉耶（自署）